

しんじゅく逸品マルシェ事業業務委託に係るプロポーザル 募 集 要 項

1 プロポーザルの趣旨

区では、区内への誘客促進を図り、中小企業等の売上拡大やビジネスチャンスの創出に資することを目的に、多様な魅力を持つ新宿区の中で受け継がれてきた商品や新たな価値及び魅力を創造する商品等を登録する「しんじゅく逸品」をはじめ、貴重な地域資源でもある地場産業「染色業」及び「印刷・製本関連業」、ものづくり産業の優れた職人たちである「技の名匠」、また、国際観光都市・新宿の魅力的なエリアやスポットを発信するため、一般社団法人新宿観光振興協会と連携して、「しんじゅく逸品マルシェ」を開催する。

本業務においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「しんじゅく逸品マルシェ事業業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式）」を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 類似業務とは、地域の特産品等を販売する物産展・マルシェや、しんじゅく逸品をPRするイベントの企画・運営業務をいう。

3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 平成30年度以降、業務責任者による類似業務の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (3) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）、および財務諸表等の書類を提出できること。
- (4) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (5) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (8) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第

550号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月3日23新総契契第2218号)別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

4 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、「しんじゅく逸品マルシェ事業業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)に事業概要^{*}を添えて、令和4年5月19日(木)午後5時までにプロポーザル事務局(以下、事務局)へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

※事業概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているパンフレット・リーフレット等でよい。なお、事業概要は、13部提出すること。

注)あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「しんじゅく逸品マルシェ事業業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」(第3号様式)を事務局へ提出すること。

注)あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

6 質疑・回答

(1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「しんじゅく逸品マルシェ事業業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」(第4号様式)を以下のとおり提出する。

- ・提出期限:令和4年5月12日(木)午後5時
- ・提出方法 メールまたはファクシミリによる送信とする。

メールアドレス chusho-rece@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-3344-0221

(2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和4年5月17日(火)までに電子メール及び産業振興課ホームページにより行う。なお、受信した際は、受信確認の連絡を発信元(事務局)に返信すること。

7 委託契約上限額

本件委託契約の上限額は以下のとおりとする。

金8,929,210円(税込)

8 契約予定日 令和4年6月10日(金)

9 委託を予定している内容

しんじゅく逸品マルシェの企画及び運営等、開催・実施に係る業務とするが、詳しくは、別紙「仕様書（案）」のとおりとする。

10 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

① 企画提案書

【様 式】様式は任意とする。ただし、表紙に「しんじゅく逸品マルシェ 事業業務委託提案書」と記載し、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

【部 数】13部*

※13部の内訳として

(ア) 正本：表紙に事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、代表者印を押印すること。なお、あて先は「新宿区文化観光産業部長」とすること。【1部】

(イ) 副本①：(ア)の写しとして提出する。【7部】

(ウ) 副本②：事業者名等が判明できる内容を記載しないこと（社名だけ隠すのではなく、事業者名等が判明できる内容も塗りつぶし等をする）【5部】

② 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2号様式）により作成のうえ、提出すること。また、必ずその内訳詳細を添付すること（任意様式）内訳詳細の記載項目については第2号様式の金額内訳項目に基づき、単価・数量等試算にあたっての根拠を記載すること。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は参加不適格とする場合がある。

【部 数】1部

③ 履歴事項全部証明書

直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。なお、法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類を提出すること。

【部 数】1部

④ 定款又は寄付行為の写し

【部 数】1部

⑤ 直近1期分の決算書類

貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書

【部 数】8部*

※8部の内訳として

(ア) 事業者名等が判明できる決算書類【3部】

(イ) 事業者名等が判明できない決算書類【5部】

⑥ 提出期限

令和4年5月19日（木）午後5時

なお、提出期限までに、企画提案書及び見積書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

⑦ 提出方法

一括して事務局へ持参すること。（郵送等は不可）

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

⑧ 提出先（プロポーザル事務局）

新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4F

(2) 企画提案書の内容

以下の内容について、作成すること。作成にあたっては、別紙「仕様書（案）」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。

なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

① 類似業務の実績について

② 運営体制

ア 本事業に直接従事する担当者及びその担当者の補佐又は管理監督する組織を記載すること。

イ 従事予定者一覧（役職、氏名、類似事業の従事実績等）

ウ 個人情報保護の管理体制

③ 実施内容等

下記ア～サの項目だてを行い、それぞれにつき、実施方針、留意点、工夫点、独自性等を記載すること。

ア 事業全体に係る取組方針

イ 開催日を踏まえたスケジュール

ウ 集客向上のための企画イベント（提案事業）実施業務

エ 新型コロナウイルス感染症対策

オ 広告宣伝・周知業務

カ 会場設営・撤去等業務

キ 出展者への連絡調整及び出店に伴う説明会運営体制

ク 関係機関との調整及び当日の運営体制等

ケ イベント開催に伴う保険手配業務

コ 来場者数カウント業務

サ 運営マニュアル作成等業務

④ その他独自提案・取組等（任意）

1 1 企画提案の選定方法

しんじゅく逸品マルシェ事業業務委託に係る事業者評価委員会が、以下のとおり評価を行い、区長が選定する。

(1) 第1段階評価

企画提案書等をもとに評価し、上位3者程度（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価の対象とする。ただし、評価点が満点に対して6割に満たない場合または見積書の価格が委託契約上限額を超える事業者は、第2段階評価の対象としない。

なお、第1段階評価終了後、参加者に対し結果を郵送等により通知する。

(2) 第2段階評価

プレゼンテーション及びヒアリングによるものとする。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大2名以内とし、次のとおり行う。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日 時】令和4年5月31日（火）午後に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日時は第1段階評価終了後に郵送等により通知する。

(3) 評価基準

別紙、評価基準表のとおり。

(4) 受託候補者

特別の事情がある場合を除き、第2段階評価（価格評価を含む）の合計評価点の最高点者を受託候補者とする。

1 2 スケジュール（予定）

(1) 募集要項の配布 令和4年4月28日（木）から

(2) 参加申請書の受付 令和4年5月19日（木）まで

(3) 質問書の受付 平成4年5月12日（木）まで

※令和4年5月17日（火）までに区から回答

(4) 企画提案書等の受付 令和4年5月19日（木）まで

(5) 第1段階評価結果の通知 令和4年5月26日（木）

(6) 第2段階評価実施日 令和4年5月31日（火）

(7) 第2段階評価結果の通知 令和4年6月1日（水）

1 3 留意事項

(1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管し、参加者へ

は返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(3) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、プロポーザル実施中、又はプロポーザル実施後の最初の区との会議前に、本事業の中止を決定した場合は、当該委託契約を締結しない場合がある。

(4) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、しんじゅく逸品マルシェ事業業務委託に係る事業者評価委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には、評価を不適とする。

1.4 各種書類の提出先及び問合せ先

(プロポーザル事務局)

新宿区 文化観光産業部 産業振興課 (担当：岩波・吉田)

新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階

TEL 03-3344-0701 (あらかじめ来庁日時を連絡すること)

FAX 03-3344-0221

MAIL chusho-rece@city.shinjuku.lg.jp